

## 八戸市規則第 15 号

## 多文化都市八戸推進懇談会規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成 25 年八戸市条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、多文化都市八戸推進懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (職務)

第 2 条 懇談会は、多文化都市の推進に関する施策の総合的な計画の策定に関し必要な事項及び実施内容について調査等をし、市長に対して意見を述べるものとする。

## (組織)

第 3 条 懇談会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験のある者
- (3) 文化団体関係者
- (4) 関係団体から推薦された者
- (5) 公募に応じた者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第 4 条 懇談会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき懇談会の会長の職務は、市長が行う。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (ワーキング会議)

第 6 条 懇談会に、多文化都市の推進に関する施策の総合的な計画の策定等に関し専門的な調査等をするため、ワーキング会議を置くことができる。

2 ワーキング会議は、会長が指名した委員で構成する。

3 ワーキング会議に、座長を置く。

4 座長は、当該ワーキング会議に属する委員の互選によって定める。

- 5 座長は、ワーキング会議の会務を掌理する。
- 6 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 前条の規定はワーキング会議の会議について準用する。この場合において、同条中「懇談会」とあるのは「ワーキング会議」と、「会長」とあるは「座長」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(資料の提出の要求等)

第7条 懇談会又はワーキング会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、まちづくり文化推進室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇談会及びワーキング会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。